

神奈川県内に森林をお持ちの皆様へ



# 森林整備しませんか？

～神奈川県内で行う森林整備の支援と  
県・市町村による水源林の公的管理のご案内～



適切に整備されている森林は、土壌の保全や水源かん養など、多くの公益的機能を発揮します。

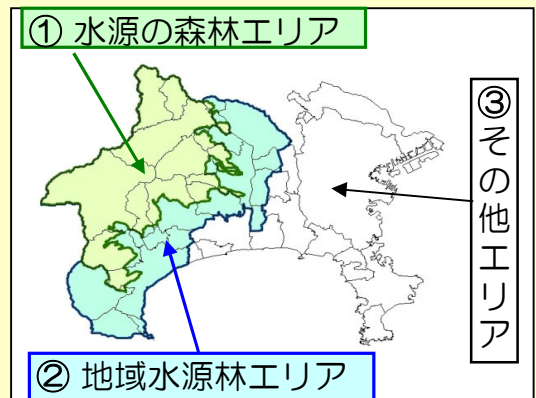
神奈川県や県内の市町村は、これら森林の持つ公益的機能の維持増進を図り、森林の豊かな恩恵を、将来の世代へ引き継いでいくため、森林をお持ちの方が自ら行う森林整備への支援や、県や市町村が森林をお預かりして整備するなど、様々な制度を用意しています。

森林の整備を進めるためには、森林を所有する皆様のご協力が必要です。ぜひ、これらの制度をご活用いただき、森林整備を進めましょう!!!

皆様がお持ちの森林に、ぴったりの制度をご利用ください。

質問1と2の答えを下の表にあてはめて、利用できる制度をご確認ください。

各制度には、事業を行う上での要件があります。事業の概要は、下表右欄記載のページをご覧ください。



質問1 右図の、どちらに森林をお持ちですか？

- 答え① 水源の森林エリア
- 答え② 地域水源林エリア
- 答え③ その他エリア

質問2 ご意向に沿う森林の整備や管理は、どれですか？

- 答えA 自ら森林整備をして、将来は木材を売って収入を得たい
- 答えB 森林組合等に森林整備か管理を任せ、将来は木材から収入を得たい
- 答えC 自ら整備できないため、県や市町村に、森林整備や管理を任せたい

### ○ 利用できる制度一覧表

質問1の答え	質問2の答え	利用できる制度	こちらのページへ
①	A	造林補助事業	3ページ
		水源の森林づくり事業(協力協約推進事業)	5ページ
	B	水源の森林づくり事業(水源林長期施業受委託事業)	6ページ
	C	水源の森林づくり事業(県による公的管理)	7ページ
②	A	造林補助事業	3ページ
		高齢級間伐促進事業	4ページ
		地域水源林整備事業(協力協約方式)	8ページ
	B	地域水源林整備事業(長期施業受委託方式)	9ページ
	C	地域水源林整備事業(協定林方式)	10ページ
③	A	造林補助事業	3ページ

☆ 上表のほか、神奈川県では、「間伐材搬出促進事業」により、間伐材の集材や運搬への補助をしています。詳しくは11ページをご覧ください。

# 造林補助事業

神奈川県では、木材生産を目的とした林業活動をととして森林の持つ公益的機能の維持増進が図られることから、森林をお持ちの方が、自ら、又は委託して行う森林整備や森林作業道の整備への補助を行っています。

○ **補助の対象エリア** 神奈川県内全域が対象です。

○ **補助の対象者(事業主体)**

森林所有者、森林組合、森林経営計画策定者等が対象です。

\* 森林をお持ちの方が、森林組合や森林経営計画策定者に施業を委託した場合も対象となり、施業に要した費用から補助金額を差引き、残りを負担金として清算します。(下図の⑥、⑦)

○ **補助の対象面積** 0.1ヘクタール以上(1,000㎡以上)が対象です。

○ **補助の対象となる施業**

植栽、下刈、間伐、枝打等の森林整備、森林作業道の整備などです。

\* 施業内容ごとに林齢などの採択要件があります。また、間伐については間伐材の搬出が条件となる場合があります。詳細は下欄お問合せ先にお尋ねください。

○ **補助率と受け取れる補助金額の算出例(令和2年度)**

補助率は、森林経営計画等に基づく森林は8.5/10、それ以外は4.5/10です。

補助金額の計算式 = 標準単価※1 × 事業量 × 補助率

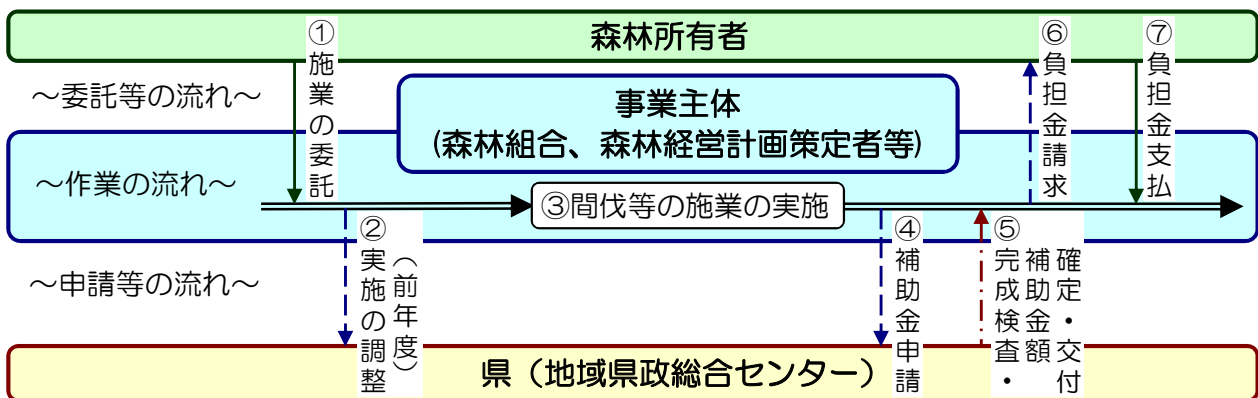
**【算出例】**森林経営計画等に基づく森林で、1haの間伐を行い、架線系の集材方法で、間伐材を30m<sup>3</sup>/ha以上搬出する場合

受け取れる補助金額 = 315,000円※2 (371,000円/ha × 1.0ha × 8.5/10)

※1 標準単価は施業内容や年度などで異なります。詳細は下欄お問合せ先にお尋ねください。

※2 補助金額は計算過程における端数処理の関係により、必ずしも計算式と一致するとは限りません。

○ **補助申請の仕組みと流れ(森林組合や森林経営計画策定者等に施業を委託した場合)**



→ : 森林所有者    - - - - -> : 事業主体    - · - · - · -> : 県  
\* 森林をお持ちの方が自ら施業する場合には、図の「事業主体」が「森林所有者」となります。

◆ 「造林補助事業」に関するお問合せはこちらへ

森林の場所	お問合せ先	電話番号(代表)
県央地域と相模原市	神奈川県 県央地域県政総合センター 森林保全課	046-224-1111
湘南地域	神奈川県 湘南地域県政総合センター 森林課	0463-22-2711
足柄上地域と西湘地域	神奈川県 県西地域県政総合センター 森林保全課	0465-83-5111
横須賀三浦地域	神奈川県 横須賀三浦地域県政総合センター 地域農政推進課	046-823-0210
横浜川崎地域	神奈川県 横浜川崎地区農政事務所 地域農政推進課	045-934-2372
事業全般については	神奈川県庁 森林再生課 林業振興グループ	045-210-1111

# 高齢級間伐促進事業

神奈川県では、木材生産を目的とした林業活動をととして森林の持つ公益的機能の維持増進が図られることから、地域水源林エリア内の市町村が取り組む以外の森林で、森林をお持ちの方が、自ら、又は委託して行う林齢36年生以上の森林の間伐への補助を行っています。

- **補助の対象エリア** 地域水源林エリアが対象です。
- **補助の対象者(事業主体)** 森林所有者、森林組合、林業会社等が対象です。  
\* 森林をお持ちの方が、森林組合や林業会社に施業を委託した場合も対象となり、施業に要した費用から補助金額を差引き、残りを負担金として清算します。(下図の⑥、⑦)
- **補助の対象面積** 0.1ヘクタール以上 (1,000㎡以上) が対象です。
- **補助の対象となる施業**  
林齢36年生以上の森林の間伐です。

## ○ 補助率と受け取れる補助金額の算出例(令和2年度)

補助率は7/10です。

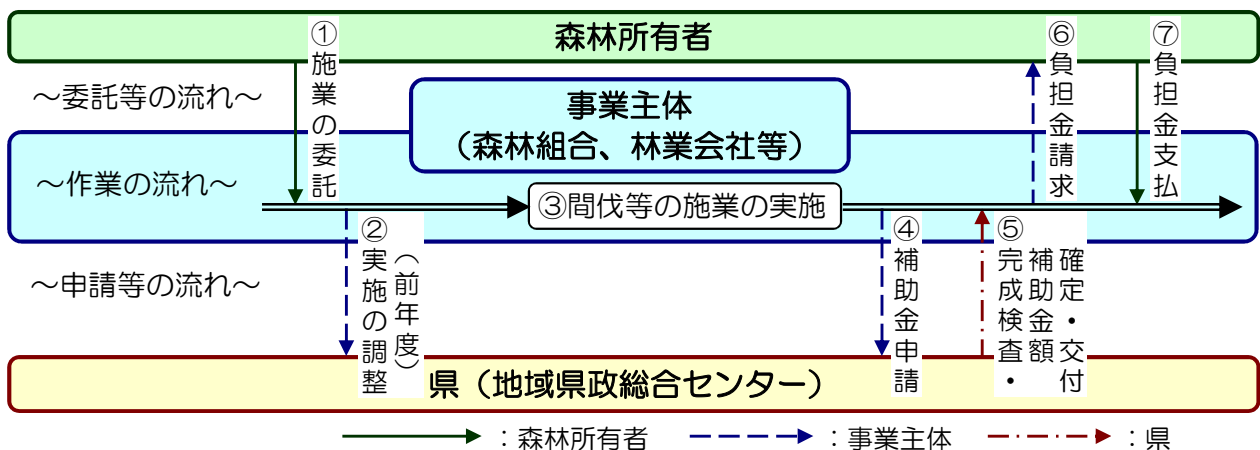
補助金額の計算式 = 標準単価 × 事業量 × 補助率

**【算出例】**林齢46~55年生、間伐率30%以上で1ha間伐する場合(玉切・整理含む)

受け取れる補助金額 = 423,000円/ha × 1.0ha × 7/10 = 296,100円

\* 標準単価は施業内容や年度などで異なります。詳細は下欄お問合せ先にお尋ねください。

## ○ 補助申請の仕組みと流れ (森林組合や林業会社等に施業を委託した場合)



\* 森林をお持ちの方が自ら施業する場合には、図の「事業主体」が「森林所有者」となります。

## ◆ 「高齢級間伐促進事業」に関するお問合せはこちらへ

森林の場所	お問合せ先	電話番号(代表)
県央地域と相模原市	神奈川県 県央地域県政総合センター 森林保全課	046-224-1111
湘南地域	神奈川県 湘南地域県政総合センター 森林課	0463-22-2711
足柄上地域と西湘地域	神奈川県 県西地域県政総合センター 森林保全課	0465-83-5111
事業全般については	神奈川県庁 森林再生課 林業振興グループ	045-210-1111

# 水源の森林づくり事業（協力協約推進事業）

水源の森林エリア内では、水源地域の森林の公益的機能を発揮させるため、森林をお持ちの方が、市町村と協力協約を締結して、自ら（又は委託して）行う森林整備に対して、既存の造林補助への上乗せや、造林補助対象とならない高齢級の森林の整備への補助などにより、支援をしています。

- **補助の対象エリア** 水源の森林エリアが対象です。
- **補助の対象者** 市町村と協力協約を締結した森林所有者が対象です。
  - \* 「協力協約」とは、補助を受けるにあたって、「水源林としての適正な森林づくり」や「2ヘクタール以上の皆伐の禁止」などについて、書面でお約束いただくものです。
  - \* 森林組合や林業会社に施業を委託する場合でも補助の対象となります。
- **補助の対象となる森林の面積** 0.1ヘクタール以上（1,000㎡以上）が対象です。
- **補助の対象となる施業**

間伐、枝打、下刈、樹下植栽等の森林整備、作業路の整備などです。

  - \* 補助には、林齢などの採択要件があります。詳細は、森林の所在する市町村にお尋ねください。
- **補助率と受け取れる補助金額の算出例（令和2年度）**
  - ① **造林補助事業への上乗せ補助**

補助率は1/10です。

補助金額の計算式 = 標準単価 × 事業量 × 補助率

**【算出例】**森林経営計画等に基づく森林で、1haの間伐を行い、架線系の方法で、間伐材を30m<sup>3</sup>/ha以上搬出する場合

受け取れる補助金額 = 371,000円/ha × 1.0ha × 1/10 = 37,100円
  - ② **造林補助事業の対象とならない森林整備への補助**

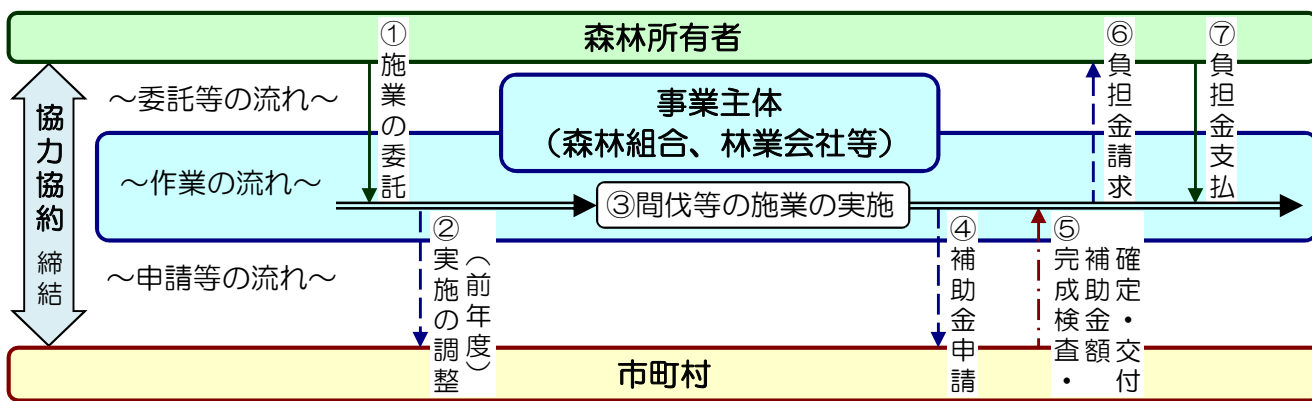
補助率は8/10です。

補助金額の計算式 = 標準単価 × 事業量 × 補助率

**【算出例】**林齢36～45年生、間伐率25%以上で1ha間伐する場合

受け取れる補助金額 = 348,000円/ha × 1.0ha × 8/10 = 278,400円

    - \* 標準単価は施業内容などで異なります。詳細は森林の所在する市町村にお尋ねください。
- **補助申請の仕組みと流れ（森林組合や林業会社等に施業を委託した場合）**



\* 森林をお持ちの方が自ら施業する場合は、図の「事業主体」が「森林所有者」となります。

◆ 「水源の森林づくり事業(協力協約推進事業)」の詳細については、森林の所在する市町村にお問合せください。(市町村一覧は12ページです)

# 水源の森林づくり事業（水源林長期施業受委託事業）

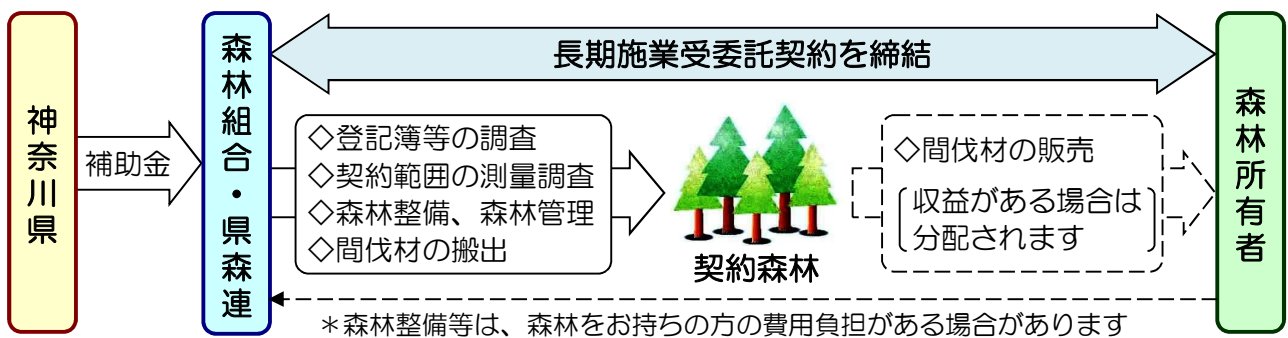
水源の森林エリア内では、県森林組合連合会（県森連）、森林組合、意欲と能力のある林業経営者が、森林をお持ちの方と長期施業受委託契約を結んで行う森林の整備・管理を支援しています。施業を集約して効率化を進め、また間伐材等の森林資源の活用を図ることで、適切な管理の持続を目指す制度です。

- **対象エリア** 水源の森林エリアが対象です。
- **対象森林** 林道等から概ね200m以内のスギ・ヒノキの人工林が対象です。  
（すでに協力協約を締結している森林も対象となります。）
- **対象面積** 1団地1ヘクタール以上(10,000㎡以上)が対象です。  
\* 複数人の土地で、1団地1ヘクタール以上とした場合も対象となります。

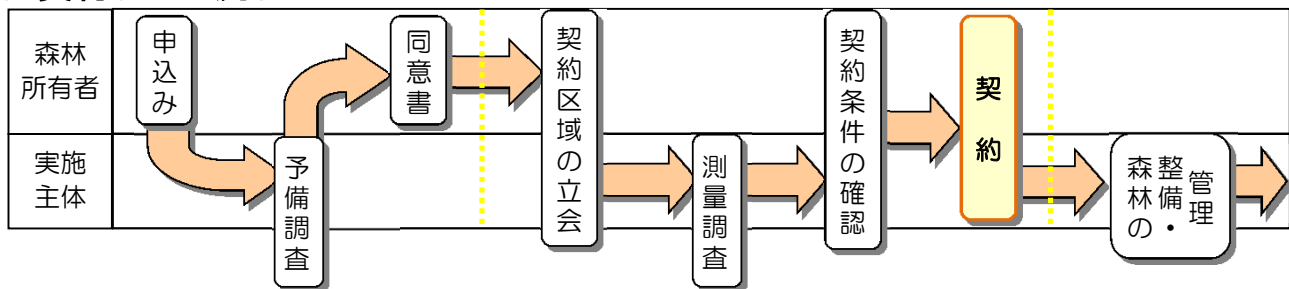
## ○ 長期施業受委託事業(契約)の概要

- ・ 事業実施主体（県森連、森林組合、意欲と能力のある林業経営者）が、契約範囲の立会や測量・調査を行い、契約期間10年～20年間の長期施業受委託契約を、森林をお持ちの方と締結します。
- ・ 契約に基づき、健全な人工林を目標とし、実施主体が、間伐などの森林整備や管理を行い、県はその費用に対して支援を行います。
- ・ 間伐した木（間伐材）が利用できるときは、実施主体が間伐材を搬出して販売し、収益がある場合は、実施主体から森林をお持ちの方に分配されます。

## ○ 長期施業受委託事業の仕組み



## ○ 契約までの流れ



- ◆ 「水源の森林づくり事業(水源林長期施業受委託事業)」の詳細については、県森連、地元の森林組合、意欲と能力のある林業経営者にお問合せください。  
(12ページをご覧ください。)

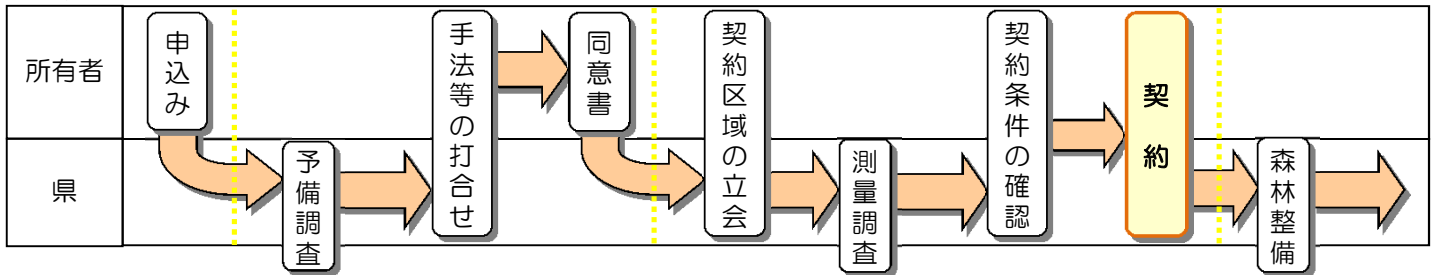
〔 県へのお問合せは、神奈川県庁 水源環境保全課 水源の森林推進グループ（電話 045-210-1111） 〕

# 水源の森林づくり事業（県による公的管理）

神奈川県が、水源の森林エリア内で、森林をお持ちの方がご自身で手入れできない森林を、お借りしたり、買い取ったりして、森林整備を進める制度です。この事業は、下表のとおり、いくつかの手法があり、それぞれ要件がありますので、詳細は下欄のお問合せ先にお尋ねください。

制度 (確保手法)	水源協定林		水源分収林	買取り	
	短期水源林 整備協定	水源林 整備協定		水源立木林 (立木買取)	水源公有林 (立木・土地買取)
制度の概要	県が、森林をお持ちの方の協力をいただき、森林を整備します。	県が、土地をお借りして森林を整備します。(毎年度賃借料をお支払いします。)	県が、森林をお持ちの方と分収育林契約を結び、森林を整備します。(伐採時に収益が生じた場合、分収します。)	県が、立木を買取り、森林を整備します。(伐採時に収益が生じた場合、分収します。)	県が、森林を買取り、森林を整備します。(森林の買取りは、一定の基準を設けています。)
対象とする森林	概ね標準伐期齢まで適正に整備されていたスギ・ヒノキ等の人工林(長期施業受委託の対象を除く)	原則11年生以上のスギ・ヒノキ等の人工林(長期施業受委託の対象を除く)	原則21～50年生の、道から近く、収益の見込める、スギ・ヒノキ等の人工林	スギ原則40年生以上、ヒノキ原則45年生以上の人工林	樹種及び林齢による制限はありません
目指す森林の姿と整備の内容	針広混交林を目指し、間伐により林内を明るくするなどして、広葉樹や林床植生が生育する環境を整えます。	針広混交林を目指し、間伐を繰返すことで林内を明るくするなどして、広葉樹や林床植生が生育する環境を整えます。	スギ・ヒノキの上下2層の複層林を目標とし、上木の間伐を繰返すなどして、下木が生育できる環境を整え、下木を植栽して育成します。	巨木林を目標とし、間伐を繰返すことで林内を明るくするなどして、林床植生を導入します。	巨木林、針広混交林、活力ある広葉樹林を目標とし、適切な森林整備を実施します。
契約期間	10年以内	20年間	林齢が70年生以上になるまで(最低30年間)	林齢が100年生になるまで、又は50年間	-
契約の対象規模	原則1団地2ヘクタール以上(複数人の土地で1団地でも結構です。)				
県が取得する権利	土地の使用貸借権(登記しない)	土地の賃貸借権(登記しない)	土地の地上権(登記する)立木の共有持分権	土地の地上権(登記する)立木の所有権	土地及び立木の所有権(登記する)
契約等に伴う補助・対価等	○協定に伴う対価はありません。	○賃借料(1㍊当たり年27,000円)(1年未満は日割計算)	○清算金(1㍊当たり1,200,000円) ○所有者の分収割合の設定(林況により4～7割) ○下層木(植栽木)の無償譲渡	○立木代金 ○土地所有者の分収割合の設定(4割)	○土地及び立木代金
契約による制限など	○県が行う森林整備への協力 ○事業実施後5年以内の転用・皆伐の禁止	○第三者への契約対象地・立木の譲渡・権利設定・貸付け等の制限 ○事業実施後5年以内の転用・皆伐の禁止	○第三者への契約対象地・立木の譲渡・権利設定・貸付け等の制限	○第三者への契約対象地・立木の譲渡・権利設定・貸付け等の制限	-

## ○ 契約までの流れ



◆ 「水源の森林づくり事業（公的管理）」に関するお問合せはこちらへ

森林の場所	お問合せ先	電話番号（代表）
県央地域と相模原市	神奈川県 県央地域県政総合センター 水源の森林部	042-784-1111
湘南地域	神奈川県 湘南地域県政総合センター 森林課	0463-22-2711
足柄上地域と西湘地域	神奈川県 県西地域県政総合センター 水源の森林推進課	0465-83-5111
事業全般については	神奈川県庁 水源環境保全課 水源の森林推進グループ	045-210-1111

# 地域水源林整備事業（協力協約方式）

地域水源林エリア内では、森林の公益的機能を発揮させて地域の水源保全を図るため、森林をお持ちの方が、市町村と協力協約を締結して、自ら（又は委託して）行う森林整備に対して、既存の造林補助への上乗せや、造林補助対象とならない高齢級の森林の整備への補助などにより、支援をしています。

○ **補助の対象エリア** 地域水源林エリア内で市町村が計画する範囲が対象です。  
\* 市町村により協力協約方式を採用していない場合があります。

○ **補助の対象者** 市町村と協力協約を締結した森林所有者が対象です。  
\* 「協力協約」とは、補助を受けるにあたって、「水源林としての適正な森林づくり」や「2ヘクタール以上の皆伐の禁止」などについて、書面でお約束いただくものです。  
\* 森林をお持ちの方が、森林組合や林業会社等に施業を委託した場合でも補助されます。

○ **補助の対象面積** 0.1ヘクタール以上（1,000㎡以上）が対象です。

○ **補助の対象となる施業**

樹下植栽、下刈、間伐、枝打等の森林整備、作業路の整備などです。

\* 補助には、林齢などの採択要件があります。詳細は森林の所在する市町村にお尋ねください。

○ **補助率と受け取れる補助金額の算出例（令和2年度）**

① **造林補助事業への上乗せ補助**

補助率は1/10です。

補助金額の計算式 = 標準単価 × 事業量 × 補助率

【算出例】森林経営計画等に基づく森林で、1haの間伐を行い、架線系の方法で、間伐材を30m<sup>3</sup>/ha以上搬出する場合

受け取れる補助金額 = 371,000円/ha × 1.0ha × 1/10 = 37,100円

② **造林補助事業の対象とならない森林整備への補助**

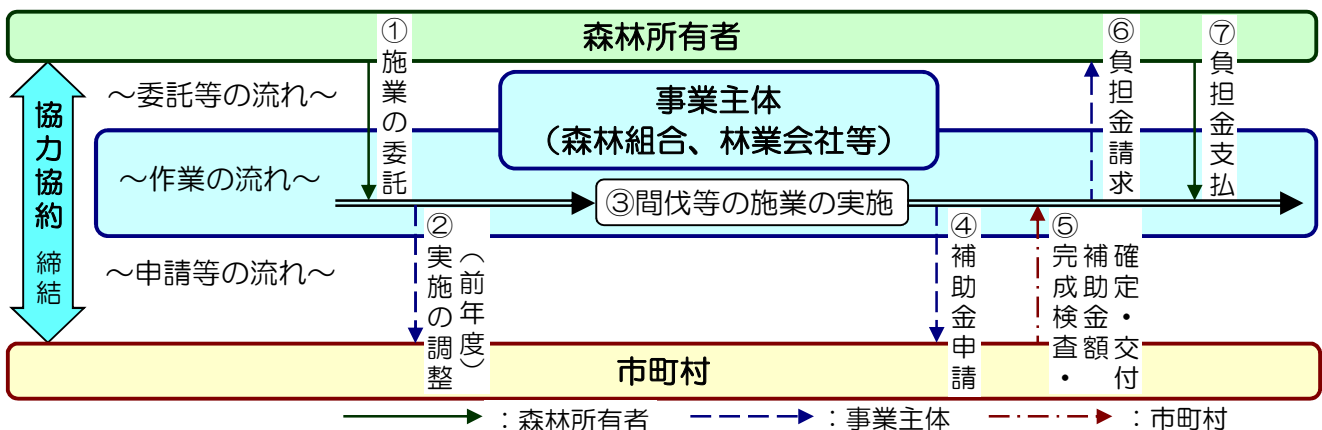
補助率は8/10です。

補助金額の計算式 = 標準単価 × 事業量 × 補助率

【算出例】林齢36～45年生、間伐率25%以上で1ha間伐する場合

受け取れる補助金額 = 348,000円/ha × 1.0ha × 8/10 = 278,400円

○ **補助申請の仕組みと流れ（森林組合や林業会社等に施業を委託した場合）**



\* 森林をお持ちの方が自ら施業する場合は、図の「事業主体」が「森林所有者」となります。

◆ 「地域水源林整備事業（協力協約方式）」の詳細については、森林の所在する市町村にお問合せください。（市町村一覧は12ページです。）



# 地域水源林整備事業（長期施業受委託方式）

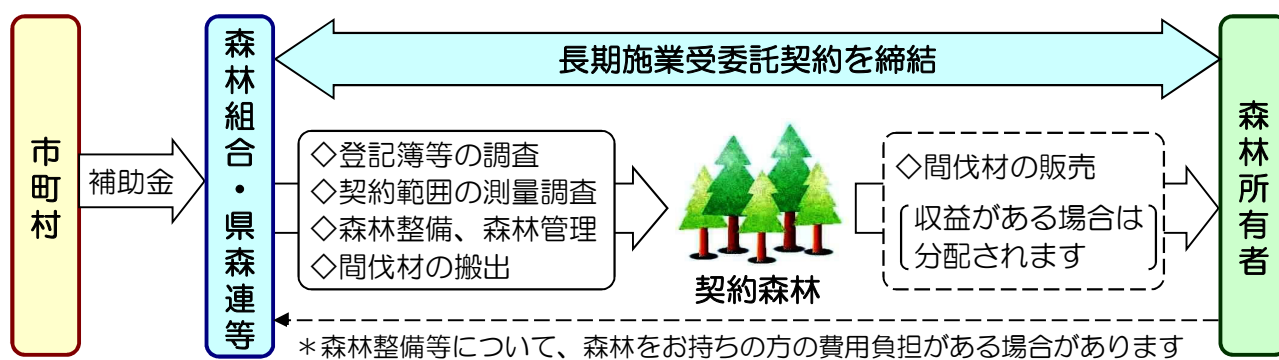
地域水源林エリア内の市町村では、森林組合等が、森林をお持ちの方と長期施業受委託契約を結んで行う森林の整備や管理を支援しています。施業を集約して効率化を進め、また、間伐材などの森林資源の活用を図ることで、適切な管理の持続を目指す制度です。

- **対象エリア** 地域水源林エリア内で市町村が計画する範囲が対象です。  
\* 市町村により長期施業受委託方式を採用していない場合があります。
- **対象森林** 林道等から概ね200m以内のスギ・ヒノキの人工林が対象です。  
(すでに協力協約を締結している森林も対象となります)

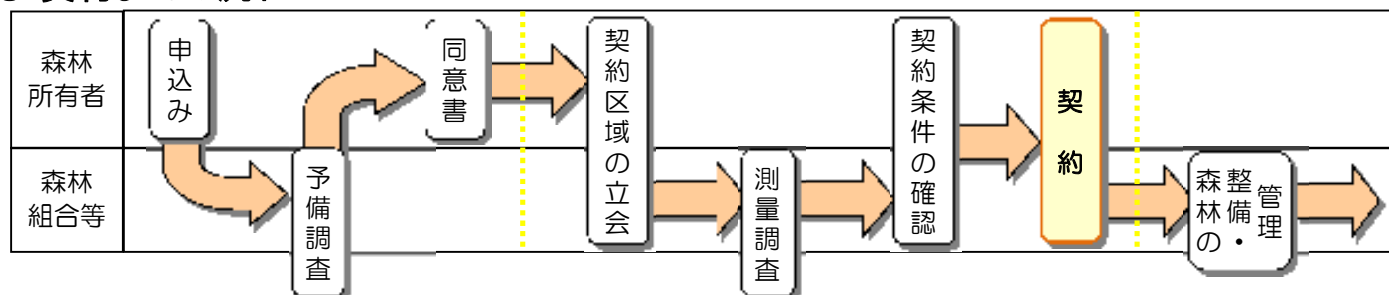
## ○ 長期施業受委託方式(契約)の概要

- 森林組合等が、契約範囲の立会や測量・調査を行い、契約期間10年～20年間の長期施業受委託契約を、森林をお持ちの方と締結します。
- 契約に基づき、「健全な人工林」を目標林型として、森林組合等が、間伐などの森林整備や管理を行い、市町村はその経費に対して支援を行います。  
\* 森林整備等について、森林をお持ちの方の費用負担がある場合があります。
- 間伐した木（間伐材）が利用できるときは、森林組合等が間伐材を搬出して販売し、収益がある場合は、森林組合等から森林をお持ちの方に分配されます。  
\* 「収益」とは、補助金等と間伐材の販売代金から、間伐材の搬出など契約事項の実施に要した費用と組合等の手数料を引いた剰余金をいいます。

## ○ 長期施業受委託方式の仕組み



## ○ 契約までの流れ



◆ 「地域水源林整備事業(長期施業受委託方式)」の詳細については、森林の所在する地域の森林組合等にお問合せください。(森林組合一覧は12ページです。)  
〔市町村へのお問合せは、12ページの市町村一覧をご覧ください。〕

# 地域水源林整備事業（協定林方式）

地域水源林エリア内では、市町村が、計画を定めて、森林をお持ちの方がご自身で手入れできない森林をお借りして、森林整備を進めています。協定林方式には、整備協定と施業代行協定があり、それぞれ要件がありますので、詳細は、森林の所在する市町村にお問合せください。

- **対象エリア** 地域水源林エリア内で市町村が計画する範囲が対象です。  
\* 市町村が、県の同意を得て、水源の森林エリア内に計画範囲を定める場合があります。

## ○ 協定林方式の概要

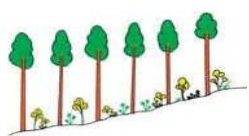
- ① **整備協定（市町村により、採用していない場合があります。）**
- 市町村が、必要に応じて協定範囲の立会や測量・調査を行い、契約期間20年間の整備協定（契約）を、森林をお持ちの方と締結します。
  - 整備協定（契約）に基づき、針広混交林などを目標林型として、市町村が、間伐などの森林整備を行います。また、森林をお借りするにあたり、市町村が、賃借料を、森林所有者の皆様にお支払いします。  
\* ただし、契約期間20年間の賃借料の支払いを担保するものではありません。
- ② **施業代行協定（市町村により、採用していない場合があります。）**
- 市町村が、必要に応じて契約範囲の立会や測量・調査を行い、施業（森林整備）の終了時までの期間で、施業代行協定を、森林をお持ちの方と締結します。
  - 施業代行協定に基づき、針広混交林などを目標林型として、市町村が、間伐などの森林整備を行います。  
\* 施業の終了後、一定期間は、森林を他用途に転用できません。

◆ 「地域水源林整備事業(協定林方式)」の詳細については、森林の所在する市町村にお問合せください。（市町村一覧は12ページです。）

## 《参考》 目指す森林の姿（目標林型）

水源の森林づくり事業や地域水源林整備事業では、次のいずれかの林型を目標に森林整備を行っています。

### ●健全な人工林



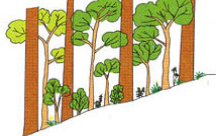
スギ・ヒノキの人工林で、間伐などの手入れを行い、林内を明るくすることで、下草の導入を促します。下草が生えると、その根の力や、雨が直接地表に当たらなくなることで、土壌の流出を防ぐことができます。

### ●複層林



スギ・ヒノキの人工林で、間伐などの手入れを行い、林内を明るくしたあと、樹間に植栽を行い、大きさの異なった上下2層の森林にします。上木を伐っても下木が残るため、収穫時の裸地化を防ぎ、土壌の流出を防ぐことができます。

### ●巨木林



スギ・ヒノキの人工林で、間伐を繰り返して、樹齢100年生以上の大きな木に育てます。巨木林では、多様な草木が生え、様々な深さに張りめぐらされる根が、土壌の流出を防ぎます。

### ●針広混交林



スギ・ヒノキの人工林で、間伐を繰り返して明るくした林内に、自然に生えた広葉樹が大きく育つことで、スギ・ヒノキと広葉樹が混生する森林にします。多様な樹種で森林が構成されることにより、様々な深さに張りめぐらされる根が、土壌の流出を防ぎます。

### ●活力ある広葉樹林



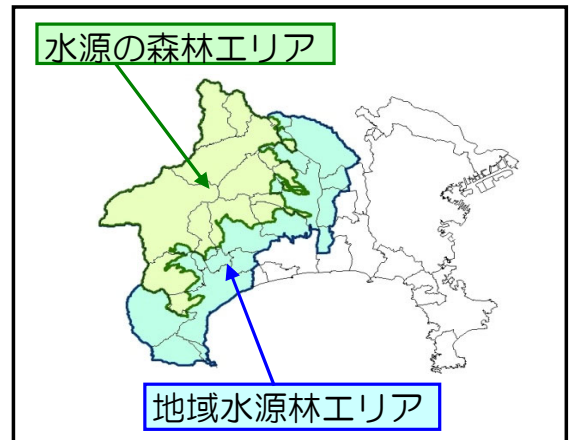
シカの採食などにより、土壌が流出している広葉樹林で、土壌の保全、植生の保護などを行うことによって、土壌を安定させ、土地本来の様々な草木を生やします。多様な樹種で構成されることにより、様々な深さに張りめぐらされる根が、土壌の流出を防ぎます。

# 間伐材搬出促進事業

神奈川県では、間伐材の有効活用を促進して、森林の持つ公益的機能を高めながら持続的な森林整備を進めるため、間伐材の搬出（集材や運搬）への補助を行っています。

## ○ 補助の対象エリア

水源の森林エリアと地域水源林エリアが対象です。（右図の色付き範囲です）



## ○ 補助の対象者(事業主体)

森林所有者、森林組合、林業会社等が対象です。

\* 森林をお持ちの方が、森林組合や林業会社に、間伐材の搬出を委託した場合でも補助されます。

## ○ 補助内容と補助額(令和2年度の定額単価)

### ① 集材を伴う間伐材搬出

補助内容の内訳は、間伐材の造材、集材、はい積、積込、運搬、積卸です。

補助額は、定性間伐・列状間伐の場合：素材1mあたり11,000円

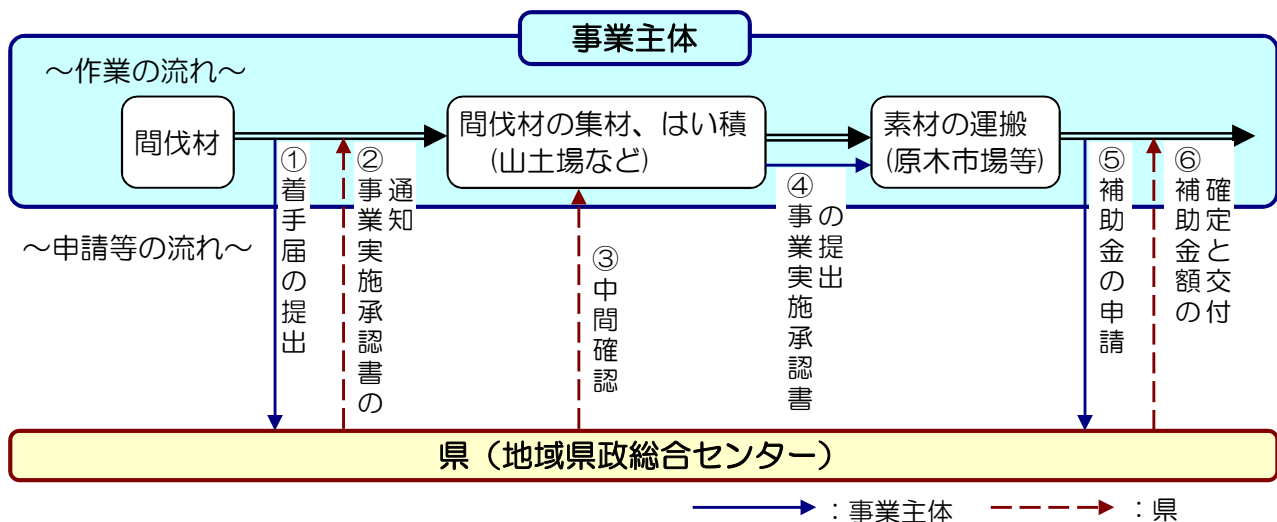
帯状・群状伐採の場合：素材1mあたり 8,000円

### ② 集材を伴わない間伐材搬出

補助内容の内訳は、間伐材のはい積、積込、運搬、積卸です。

補助額は、素材1mあたり2,000円です。

## ○ 補助申請の仕組みと流れ(集材を伴う間伐材搬出の場合)



◆ 「間伐材搬出促進事業」に関するお問合せはこちらへ

森林の場所	お問合せ先	電話番号(代表)
県央地域と相模原市	神奈川県 県央地域県政総合センター 森林保全課	046-224-1111
湘南地域	神奈川県 湘南地域県政総合センター 森林課	0463-22-2711
足柄上地域と西湘地域	神奈川県 県西地域県政総合センター 森林保全課	0465-83-5111
事業全般については	神奈川県庁 森林再生課 森林企画グループ	045-210-1111

## ◆ 市町村へのお問合せ先一覧

地域	森林の場所	お問合せ先	電話番号（代表）
県央地域 と 相模原市	相模原市内	相模原市 津久井地域経済課	042-780-1401
	厚木市内	厚木市 農業政策課	046-225-2800
	愛川町内	愛川町 農政課	046-285-2111
	清川村内	清川村 産業観光課	046-288-3864
湘南地域	秦野市内	秦野市 環境共生課	0463-82-9631
	伊勢原市内	伊勢原市 農業振興課	0463-94-4711
足柄上地域 と 西湘地域	小田原市内	小田原市 農政課	0465-33-1491
	南足柄市内	南足柄市 産業振興課	0465-73-8029
	中井町内	中井町 環境上下水道課	0465-81-3903
	大井町内	大井町 生活環境課	0465-85-5010
	松田町内	松田町 観光経済課	0465-83-1228
	山北町内	山北町 農林課	0465-75-1122
	箱根町内	箱根町 観光課	0460-85-7410
	真鶴町内	真鶴町 産業観光課	0465-68-1131
湯河原町内	湯河原町 農林水産課	0465-63-2111	

## ◆ 森林組合等へのお問合せ先一覧

地域	森林の場所	お問合せ先	電話番号（代表）
県央地域 と 相模原市	相模原市内	津久井郡森林組合	042-784-1140
	厚木市内	厚木市森林組合	046-248-0005
	愛川町内	愛川町森林組合	0462-81-0282
	清川村内	清川村森林組合	0462-88-1351
湘南地域	秦野市内	秦野市森林組合	0463-75-3351
	伊勢原市内	伊勢原市森林組合	0463-91-4425
足柄上地域 と 西湘地域	小田原市内	小田原市森林組合	0465-35-2706
	南足柄市内	南足柄市森林組合	0465-74-3403
	松田町内	松田町森林組合	0465-83-3838
	山北町内	山北町森林組合	0465-75-3955
上に記載のない市町		神奈川県森林組合連合会	0463-88-6767

## ◆ 意欲と能力のある林業経営者（森林組合以外）のお問合せ先一覧

対応可能な地域 は お問合せください	お問合せ先	電話番号	事務所所在地
	有限会社 佐藤林業	0463-84-6521	秦野市平沢
	有限会社 西湘造林	0465-29-0292	小田原市根府川
	有限会社 相馬造林	046-288-2376	清川村宮ヶ瀬

☆ このリーフレットに関して、お気づきの点などございましたら、神奈川県庁 水源環境保全課 水源の森林推進グループ（電話045-210-1111(代表)）までご連絡ください。

作成：神奈川県 環境農政局 緑政部

<令和2年10月版>

水源環境保全課 水源の森林推進グループ